

① TPP協定締結差止 <sup>交渉に</sup> <sup>対する</sup> 民事訴訟の

② 違憲確認 ③ 損害賠償 <sup>行政行為を</sup>

止めるから

抽象的侵害訴訟 X  
具体的権利侵害

ある。  
結局のところ、原告らは、TPP協定又はその締結に関する情報に関して、政府によってすべからず秘密とされない利益、一切の情報を提供される利益なるものが個別の国民に保障されていると考えるようであるが、情報公開に関する法制度を離れて、個別の国民が、国の政策ないし施策に関して、その情報の一切について秘密にされない利益ないしは、すべての情報を提供される利益を持つなどとはおよそ考えられないのであって、かかる利益なるものを国家賠償法上法的保護に値する利益として観念する余地などないというべきである。

訴訟の  
権利の  
権利が変更  
なし  
形成新  
のた  
おて訴下  
内容  
内前払い  
ふよ  
ず

情事と関係訴訟

オ 以上のとおり、原告らには、TPP協定又はTPP協定の交渉等によって侵害される法的利益などおよそ観念できないのであって、原告らの国家賠償請求は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件訴えの変更の許否) について

(1) 被告は、本件新請求に係る訴えの追加については、①請求の基礎に変更がないとはいえないこと、②著しく訴訟手続を遅滞させることになるときに該当することを理由に、民訴法143条1項の訴えの変更の要件を満たさないから、同条4項により不許の決定がされるべきである旨主張する。

(2) そこで検討するに、本件旧請求は、いずれもTPP協定に関する「交渉」について、その差止め及び違憲確認を求めるものであり、他方、本件新請求において差止め及び違憲確認の対象とされているのは、TPP協定の「締結」又は「TPP協定」そのものであるが、本件新請求に係る訴えについては、後記2及び3のとおり、①行政権の行使について民事訴訟上の差止めが認められるか否か、②TPP協定そのものの違憲確認が許されるのか否か、という点で判断が可能であるところ、後記2及び3の判断内容に照らせば、本件旧請求に対する実質的争点も、①については同様であり、②についても、違

真ん中  
じん  
同  
調  
を  
し  
き  
を  
く  
下

裁判所印

控訴

13ク、おぼしPPO⇒民事 (新訴訟) -15

憲確認の対象は「交渉」と「締結」で異なるものの、実質的には同様であるといえる。したがって、両請求は、主要な争点が共通であり、本件旧請求についての訴訟資料や証拠資料を本件新請求の審理に利用することが期待できる関係にあると認められる。

また、上記のような本件旧請求から本件新請求へ訴えの変更を認めたことによつて、著しく審理が遅滞するものともいえない。

- (3) そうすると、本件新請求は、本件旧請求と請求の基礎に変更はなく、また、著しく訴訟手続が遅滞させることにもならないため、本件訴えの変更は、民法143条1項の要件を満たし、許されるというべきである。

したがって、この点に関する被告の主張は採用することができない。

## 2 争点2（本件締結差止請求に係る訴えの適法性）について

原告原中らは、TPP協定の締結の差止めを求めるところ、TPP協定は、憲法73条3号本文の「条約」に該当し、原告原中らも、同原告らが差止めを求め「締結」とは、正に同条同号の内閣の行為としての「締結」であるとしている。

しかしながら、条約を締結することは、内閣の職務の一つであつて、行政権の行使そのものであり、その差止めを求め本件締結差止請求は、内閣の行政上の権限の取消変更ないしその発動を求める請求にほかならない。このような行政権の行使につき、私人が私法上の給付請求権としての差止請求権を有すると解すべき余地はないから、民事上の請求としてその差止めを求める訴えは、不適法というべきである（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁、同昭和62年（オ）第58号平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643頁参照）。

したがって、原告原中らの本件締結差止請求に係る訴えは、いずれも不適法である。

### 3 争点3（本件違憲確認請求に係る訴えの適法性）について

民事訴訟制度は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争を解決することを目的とするものであるから、確認訴訟における確認の対象は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係でなければならず、このような対象を欠く確認の訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法である。

これを本件違憲確認請求に係る訴えについてみると、T P P協定は、いまだ発効しておらず、T P P協定に対応する国内法の改正、施行等もされていないのであって（争いがない。）、原告原中らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない。また、T P P協定について交渉参加国代表による署名が行われたからといって、被告と原告原中らとの間に具体的な権利義務ないし法律関係が創設、変更等されたものでもない。

そうすると、原告原中らが主張するところは、結局のところ、T P P協定について交渉参加国代表によって署名が行われたことによって、これに反対している原告原中らの主義が容れられず、個人的な心情が害され、あるいは、不安の念を抱いたという域を出ないのであって、原告原中らの権利ないし法的利益が侵害されたものということとはできない。

したがって、T P P協定によって、現に、原告原中らの有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在するとは認められず、T P P協定が違憲であることを確認することが、現在の具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争を解決することにもつながらないから、被告との間で確認判決を得ることが必要かつ適切であるとはいえず、原告原中らに確認の利益は認められない。

よって、原告原中らの本件違憲確認請求に係る訴えは、いずれも不適法である。

### 4 争点6（原告らの損害賠償請求の当否）について

(1) 原告らは、T P P協定の交渉及び署名により、憲法25条の生存権として

権利法廃止

競争法強化支援法

29-1

水道法

保障される各種権利、憲法13条の人格権として保障される各種権利、憲法21条により保障される知る権利がそれぞれ侵害されたとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めている。

しかしながら、TPP協定は、いまだ発効しておらず、TPP協定に対応する国内法の改正、施行等もされていないのであるから、原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない。また、TPP協定に関する交渉は、それ自体によって、被告と原告らとの間に何らかの具体的な権利義務ないし法律関係を創設、変更等するものではなく、TPP協定について交渉参加国代表による署名が行われたからといって、被告と原告らとの間に具体的な権利義務ないし法律関係が創設、変更等されたものでもない。

- (2) 原告らは、TPP協定の交渉及び署名によって、原告らの生存権及び人格権として保障される「国民の安定的な食料供給を受ける権利」、「農業従事者が農業を営みつつ最低限度の生活を維持できる権利」、「安全な食品の提供を受ける権利」、「等しく良質で適切な医療を受ける権利」や、憲法13条の人格権として保障される「平穏な生活を営む権利」、「人格権としての知る権利」が侵害されているなどと主張する。

しかし、原告らが主張する種々の権利は、抽象的、一般的なものとどまり、裁判上の救済が得られる程度に具体的、個別的な法律上保護される権利ないし法的利益とは認められない上、上記(1)のとおり、TPP協定に関して、原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しないこと等に照らせば、TPP協定の交渉及び署名によって侵害される原告らの権利ないし法的利益を認めることはできない。

- (3) また、原告らは、TPP協定の交渉の内容が秘密とされていることにより、国民主権に由来する知る権利が侵害されていると主張するが、「知る権利」の概念は、それ自体多義的であるところ、これを「知ることを妨げられない

権利」と捉えたとしても、原告らは、T P P協定に係る交渉等に関して、自ら情報を収集する自由を何ら妨げられているわけではない。また、仮にこれを積極的に行政機関の長等に対して情報の開示を求める権利として捉えたとしても、そのような意味での「知る権利」は、直ちに行政機関の長等に対して情報の開示を求めることまでも保障しているものではなく、当該情報の開示請求権を付与する法律が制定されて初めて、当該情報の開示を求めることができるようになるという抽象的な権利にとどまるというべきである。

この点、原告らは、公開されるべき必要性が高い情報については、法律上の根拠がなくても、憲法21条に基づいて直接、積極的に公開を求める権利が認められるなどと主張するが、上記のとおりであるから、その主張は採用することができない。

(4) 以上のとおり、T P P協定の交渉及び署名によって原告らの権利ないし法的利益が侵害されたとはいえない。

したがって、原告らの国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求はいずれも理由がない。

#### 第4 結論

以上の次第で、その余の争点について判断するまでもなく、原告原中らの本件締結差止請求に係る訴え及び本件違憲確認請求に係る訴えはいずれも不適法であるからこれを却下し、原告らの国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第17部

裁判長裁判官 中 村 さ と み

裁判官 吉 村 弘 樹

裁判官 水 谷 遥 香